

名古屋市公報

令和 5年 2月15日

第190号

発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 市 役 所
電 話 〔 0 5 2 〕 9 7 2 - 2 2 4 6
編集兼 名古屋市長 官邸 秘書長
発行人 名古屋市長 官邸 秘書長

目

次

ページ

告

示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第64号) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第65号) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第66号) 13
- 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・市街地整備課) (第67号) 14
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第68号) 15
- 名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の縦覧 (住都・街路計画課) (第69号) 16
- 個人演説会等に係る公営施設設備及び費用額に関する告示の一部改正 (経済・総務課) (第70号) 18
- 個人演説会等に係る公営施設設備及び費用額について (ス市・総務課) (第71号) 19
- 名古屋市議会定例会の招集について (総務・総務課) (第72号) 26
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第73号) 27
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第74号) 29

消 防 局 告 示

- 防火対象物の地階で、地下街と一体をなすものの指定の一部改正について (消防・規制課) (第3号) 31

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の廃止 (第4号) 32

公 告

- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課) 33
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課) 34

名古屋市告示第64号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 2月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
いりば調剤薬局	名古屋市港区入場二丁目2406番地	令和 4年 9月22日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第65号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 2月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		有限会社ロングライフ
介護事業者の所在地		名古屋市西区南川町 209番地
介護事業所の名称		介護センターロングライフ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区南川町92番地
	新	名古屋市西区南川町 209番地
変更年月日		令和 4年12月15日

介護事業者の名称	有限会社猫嫁在宅福祉総合サポートセンターひだまり
介護事業者の所在地	名古屋市昭和区楽園町 118番地の21
介護事業所の名称	在宅福祉総合サポートセンターひだまり

介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区妙見町63番地
	新	名古屋市昭和区円上町 1番25号
変 更 年 月 日		令和 4年12月 8日

介護事業者の名称		名古屋福祉センター株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市守山区下志段味三丁目2907番地
介護事業所の名称		訪問介護ひまわり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字長箴 197番地の 1
	新	名古屋市守山区下志段味三丁目2907番地
変 更 年 月 日		令和 4年11月26日

介護事業者の名称		有限会社タニハタ
介護事業者の所在地		名古屋市守山区下志段味五丁目3902番地
介護事業所の名称		ファミリー24守山
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字北畑96番地の 2
	新	名古屋市守山区下志段味五丁目3904番地
変 更 年 月 日		令和 4年11月26日

介護事業者の名称		T o m y ' s 合同会社
介護事業者の所在地		名古屋市緑区鳴海町字鉾ノ木59番地の 1
介護事業所の名称		ヘルパーステーションよすが
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高町石ノ戸 4番地の 2
	新	名古屋市緑区鳴海町字鉾ノ木59番地の 1
変 更 年 月 日		令和 4年11月11日

2 訪問看護

介護事業者の名称		有限会社加藤石材
介護事業者の所在地		愛知県瀬戸市陶原町 3丁目23番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーションナーシア

介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字風越1982番地の 1
	新	名古屋市守山区下志段味二丁目1305番地
変 更 年 月 日		令和 4年11月26日

3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		ソフィアメディ株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都品川区西五反田 1－ 3－ 8
	新	東京都港区芝浦 3－ 1－ 1
介護事業所の名称		ソフィアメディ訪問看護ステーション千種
介護事業所の所在地		名古屋市千種区北千種一丁目 4番10号
変 更 年 月 日		令和 5年 2月 1日

介護事業者の名称		ソフィアメディ株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都品川区西五反田 1－ 3－ 8
	新	東京都港区芝浦 3－ 1－ 1
介護事業所の名称		ソフィアメディ訪問看護ステーション名北
介護事業所の所在地		名古屋市北区西味鉦一丁目 412番地
変 更 年 月 日		令和 5年 2月 1日

介護事業者の名称		ソフィアメディ株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都品川区西五反田 1－ 3－ 8
	新	東京都港区芝浦 3－ 1－ 1
介護事業所の名称		ソフィアメディ訪問看護ステーション名西
介護事業所の所在地		名古屋市西区児玉三丁目 7番18号
変 更 年 月 日		令和 5年 2月 1日

介護事業者の名称		ソフィアメディ株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都品川区西五反田 1－ 3－ 8

地	新	東京都港区芝浦 3- 1- 1
介護事業所の名称		ソフィアメディ訪問看護ステーション瑞穂
介護事業所の所在地		名古屋市瑞穂区萩山町 3丁目33番地
変更年月日		令和 5年 2月 1日

介護事業所の名称		長塚歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1066番地
	新	名古屋市守山区下志段味五丁目1006番地
変更年月日		令和 4年11月26日

介護事業者の名称		株式会社栖のき
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区萩原町 2丁目43番地の 1
介護事業所の名称		訪問看護ステーションゆめの葉・杜山
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字風越1982番地の 1
	新	名古屋市守山区下志段味二丁目1305番地
変更年月日		令和 4年11月26日

介護事業所の名称		守山デンタルクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字島の口1799番地
	新	名古屋市守山区桜坂二丁目 101番地
変更年月日		令和 4年11月26日

介護事業者の名称		ソフィアメディ株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都品川区西五反田 1- 3- 8
	新	東京都港区芝浦 3- 1- 1
介護事業所の名称		ソフィアメディ訪問看護ステーション名東
介護事業所の所在地		名古屋市名東区代万町 1丁目49番地
変更年月日		令和 5年 2月 1日

介護事業者の名称		ソフィアメディ株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都品川区西五反田 1- 3- 8
	新	東京都港区芝浦 3- 1- 1
介護事業所の名称		ソフィアメディ訪問看護ステーション天白
介護事業所の所在地		名古屋市天白区向が丘一丁目1301番地
変更年月日		令和 5年 2月 1日

4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		長塚歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1066番地
	新	名古屋市守山区下志段味五丁目1006番地
変更年月日		令和 4年11月26日

介護事業所の名称		守山デンタルクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字島の口1799番地
	新	名古屋市守山区桜坂二丁目 101番地
変更年月日		令和 4年11月26日

5 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		長塚歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1066番地
	新	名古屋市守山区下志段味五丁目1006番地
変更年月日		令和 4年11月26日

介護事業所の名称		光調剤薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字作り道1604番地の1
	新	名古屋市守山区下志段味一丁目1203番地
変更年月日		令和 4年11月26日

介護事業所の名称		守山デンタルクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字島の口1799番地
	新	名古屋市守山区桜坂二丁目 101番地
変更年月日		令和 4年11月26日

介護事業所の名称		V・drug 志段味西薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字西の原 848番地
	新	名古屋市守山区東禅寺1601番地
変更年月日		令和 4年11月26日

6 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称	旧	株式会社ライフケアみおつくし
	新	LCみおつくし株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根3210番地の 2
介護事業所の名称	旧	グループホームみおつくし新守山
	新	グループホーム桜楽
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区新守西2032番地
	新	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根3210番地の 2
変更年月日		令和 4年12月15日

7 居宅介護支援

介護事業者の名称		有限会社猫嫁在宅福祉総合サポートセンターひだまり
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区楽園町 118番地の21
介護事業所の名称		在宅福祉総合サポートセンターひだまり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区妙見町63番地
	新	名古屋市昭和区円上町 1番25号
変更年月日		令和 4年12月 8日

8 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		株式会社やすらぎ
介護事業者の所在地		名古屋市守山区桜坂一丁目1306番地
介護事業所の名称		やすらぎ下志段味
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番地
	新	名古屋市守山区桜坂一丁目1306番地
変更年月日		令和4年11月26日

9 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		有限会社ロングライフ
介護事業者の所在地		名古屋市西区南川町 209番地
介護事業所の名称		介護センターロングライフ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区南川町92番地
	新	名古屋市西区南川町 209番地
変更年月日		令和4年12月15日

介護事業者の名称		有限会社猫嫁在宅福祉総合サポートセンターひだまり
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区楽園町 118番地の21
介護事業所の名称		在宅福祉総合サポートセンターひだまり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区妙見町63番地
	新	名古屋市昭和区円上町 1番25号
変更年月日		令和4年12月8日

介護事業者の名称		名古屋福祉センター株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市守山区下志段味三丁目2907番地
介護事業所の名称		訪問介護ひまわり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字長箴 197番地の1

地	新	名古屋市守山区下志段味三丁目2907番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社タニハタ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市守山区下志段味五丁目3902番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	ファミリー24守山	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字北畑96番地の 2
	新	名古屋市守山区下志段味五丁目3904番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

10 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社ロングライフ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市西区南川町 209番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	介護センターロングライフ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市西区南川町92番地
	新	名古屋市西区南川町 209番地
変 更 年 月 日	令和 4年12月15日	

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社猫嫁在宅福祉総合サポートセンターひだまり	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市昭和区楽園町 118番地の21	
介 護 事 業 所 の 名 称	在宅福祉総合サポートセンターひだまり	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市昭和区妙見町63番地
	新	名古屋市昭和区円上町 1番25号
変 更 年 月 日	令和 4年12月 8日	

11 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社やすらぎ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市守山区桜坂一丁目1306番地	

介護事業所の名称		やすらぎ下志段味
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字生下り 2287 番地
	新	名古屋市守山区桜坂一丁目 1306 番地
変更年月日		令和 4 年 11 月 26 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第66号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 2月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
中日調剤薬局小幡緑地店	名古屋市守山区小幡三丁目 1番 2号	令和 4年 2月18日

2 居宅介護支援

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
居宅介護支援事業所のぞ み	名古屋市昭和区鶴舞四丁目 4番14号	令和 4年 11月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第67号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 5年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市港区川園一丁目17番地
- 3 設立認可の年月日
平成20年 2月15日
- 4 変更認可の年月日
令和 5年 2月 8日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第68号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 4年 7月 5日 4指令住開指第25号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市天白区土原二丁目 406番及び 405番10の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県日進市赤池町箕ノ手 2番地 583

株式会社ワンダーランド

代表取締役 佐々佳広

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第69号

名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の 縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 5年 2月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・5・60号高田町線	平成28年10月11日から 令和11年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 5年 2月 9日から令和11年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第70号

個人演説会等に係る公営施設設備及び費用額に関する告示の一部
改正

昭和47年名古屋市告示第 370 号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
第 119 条第 2 項に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その
他施設の使用について必要な事項及び同令第 121 条に基づく個人演説会等の施
設の使用のために納付すべき費用の額）の一部を次のように改正します。

令和 5 年 2 月10日

名古屋市長 河 村 た か し

別表 1 区役所講堂及び区役所支所講堂の表及び 2 地区会館の表を削り、
別表 3 名古屋市中企業振興会館の表中「3 名古屋市中企業振興会館」
を削り、同表を別表とする。

名古屋市経済局総務課

名古屋市告示第71号

個人演説会等に係る公営施設設備及び費用額について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条に基づく個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額を別表のように定める。

令和 5年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

別表

1 区役所講堂及び区役所支所講堂

個人演説会等公営施設設備

施設の名称	演説会場に 充てる場所	同左の面積	使用すべき 屋 室	照明設備 の 有 無	演壇の 有 無	拡声機設 備の有無	聴衆席
中 区 役 所	講 堂	628.6 m ²	演説会場に充て る 場 所 と 同 じ	有	有	有	507 人
東 区 役 所	〃	442.7 m ²	〃	〃	〃	〃	500 人
北 区 役 所	〃	506.0 m ²	〃	〃	〃	〃	460 人
西 区 役 所	〃	374.1 m ²	〃	〃	〃	〃	400 人
中 村 区 役 所	〃	472.1 m ²	〃	〃	〃	〃	450 人
昭 和 区 役 所	〃	481.8 m ²	〃	〃	〃	〃	400 人
瑞 穂 区 役 所	〃	464.6 m ²	〃	〃	〃	〃	400 人
熱 田 区 役 所	〃	475.5 m ²	〃	〃	〃	〃	380 人
中 川 区 役 所	〃	409.5 m ²	〃	〃	〃	〃	350 人
港 区 役 所	〃	408.0 m ²	〃	〃	〃	〃	300 人
南 区 役 所	〃	484.3 m ²	〃	〃	〃	〃	400 人
守 山 区 役 所	〃	394.1 m ²	〃	〃	〃	〃	300 人
緑 区 役 所	〃	407.0 m ²	〃	〃	〃	〃	250 人
名 東 区 役 所	〃	344.0 m ²	〃	〃	〃	〃	250 人
天 白 区 役 所	〃	333.0 m ²	〃	〃	〃	〃	300 人
西区役所山田支所	〃	398.9 m ²	〃	〃	〃	〃	225 人
備考 使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。							

個人演説会等公営施設設備費用額

施設の名称及 び演説会場に 充てる場所	演説会場に 充てる場所 の 面 積	費用区分	午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間	一 日
中 区 役 所 講 堂	628.6 m ²	基 本 額	30,000 円	35,000 円	58,500 円	40,000 円	67,500 円	84,000 円
		照明装置使用料	1,000 円	1,000 円	2,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		拡声装置使用料	600 円	600 円	1,200 円	600 円	1,200 円	1,800 円
東 区 役 所 講 堂	442.7 m ²	基 本 額	4,200 円	4,200 円	8,400 円	6,700 円	10,900 円	13,500 円
		照明装置使用料	1,000 円	1,000 円	2,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		拡声装置使用料	600 円	600 円	1,200 円	600 円	1,200 円	1,800 円

		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
北区役所 講堂	506.0 m ²	基本額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
西区役所 講堂	374.1 m ²	基本額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
中村区役所 講堂	472.1 m ²	基本額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
昭和区役所 講堂	481.8 m ²	基本額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
瑞穂区役所 講堂	464.6 m ²	基本額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
熱田区役所 講堂	475.5 m ²	基本額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
中川区役所 講堂	409.5 m ²	基本額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
港区役所 講堂	408.0 m ²	基本額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円

		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
南区役所 講堂	484.3 m ²	基 本 額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
守山区役所 講堂	394.1 m ²	基 本 額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
緑区役所 講堂	407.0 m ²	基 本 額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
名東区役所 講堂	344.0 m ²	基 本 額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
天白区役所 講堂	333.0 m ²	基 本 額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
西区役所 山田支所 講堂	398.9 m ²	基 本 額	4,200円	4,200円	8,400円	6,700円	10,900円	13,500円
		照明装置使用料	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		拡声装置使用料	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
		燃料費加算額	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
備考								
1 この表中「午前」とは、午前9時から午後0時30分まで（中区役所講堂にあっては正午まで）、 「午後」とは、午後1時から午後4時30分まで、「午前午後」とは、午前9時から午後4時30分まで、 「夜間」とは、午後5時から午後9時まで、「午後夜間」とは、午後1時から午後9時まで、「一日」 とは、午前9時から午後9時までをいう。								
2 上記いずれの使用時間区分も会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。								

2 地区会館

個人演説会等公営施設設備

施設の名称	演説会場に充てる場所	同左の面積	聴衆席	演壇の有無	照明設備の有無	拡声機設備の有無
名古屋市山田地区会館	体育室	456 m ²	450 人	有	有	有
	和室・談話室	48	50	有	有	有
名古屋市富田地区会館	体育室	300	240	有	有	有
	和室・談話室	63	70	有	有	有
名古屋市楠地区会館	体育室	285	200	有	有	有
	和室・談話室	68	70	有	有	有
名古屋市南陽地区会館	体育室	440	400	有	有	有
	和室・談話室	48	50	有	有	有
名古屋市志段味地区会館	体育室	448	450	有	有	有
名古屋市徳重地区会館	体育室	550	450	有	有	有
	第1集会室・第2集会室	96	48	有	有	有

個人演説会等公営施設設備費用額

施設の名称及び演説会場に充てる場所		基 本 額			
		使用時間区分	費用額	使用時間区分	費用額
名古屋市山田地区会館	体育室	午前	円	午後(1)・午後(2)	円
		午後(1)	2,000	午後(2)・夜間	4,000
		午後(2)	2,000	午前・午後(1)・午後(2)	6,000
		夜間	2,000	午後(1)・午後(2)・夜間	6,000
		午前・午後(1)	4,000		
	和室・談話室	午前	2,000	午後(1)・午後(2)	4,000
		午後(1)	2,000	午後(2)・夜間	4,000
		午後(2)	2,000	午前・午後(1)・午後(2)	6,000
		夜間	2,000	午後(1)・午後(2)・夜間	6,000
		午前・午後(1)	4,000		
名古屋市富田地区会館	体育室	午前	1,600	午後(1)・午後(2)	3,200
		午後(1)	1,600	午後(2)・夜間	3,200
		午後(2)	1,600	午前・午後(1)・午後(2)	4,800
		夜間	1,600	午後(1)・午後(2)・夜間	4,800
		午前・午後(1)	3,200		

	和室・談話室	午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	2,600 2,600 2,600 2,600 5,200	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	5,200 5,200 7,800 7,800
名古屋市楠地区会館	体育室	午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	1,600 1,600 1,600 1,600 3,200	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	3,200 3,200 4,800 4,800
		午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	2,600 2,600 2,600 2,600 5,200	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	5,200 5,200 7,800 7,800
	和室・談話室	午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	2,000 2,000 2,000 2,000 4,000	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	4,000 4,000 6,000 6,000
		午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	2,000 2,000 2,000 2,000 4,000	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	4,000 4,000 6,000 6,000
	体育室	午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	2,000 2,000 2,000 2,000 4,000	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	4,000 4,000 6,000 6,000
		午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	2,000 2,000 2,000 2,000 4,000	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	4,000 4,000 6,000 6,000
	和室・談話室	午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	2,200 2,200 2,200 2,200 4,400	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	4,400 4,400 6,600 6,600
		午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	2,200 2,200 2,200 2,200 4,400	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	4,400 4,400 6,600 6,600
	第1集会室・ 第2集会室	午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	1,300 1,300 1,300 1,300 2,600	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	2,600 2,600 3,900 3,900
		午前 午後(1) 午後(2) 夜間 午前・午後(1)	1,300 1,300 1,300 1,300 2,600	午後(1)・午後(2) 午後(2)・夜間 午前・午後(1)・午後(2) 午後(1)・午後(2)・夜間	2,600 2,600 3,900 3,900

		午後(2)	1,300	午前・午後(1)・午後(2)	3,900
		夜間	1,300	午後(1)・午後(2)・夜間	3,900
		午前・午後(1)	2,600		
備考					
使用時間区分					
・午前 午前10時から午後0時30分まで					
・午後(1) 午後1時から午後3時30分まで					
・午後(2) 午後3時30分から午後6時まで					
・夜間 午後6時30分から午後9時まで					
(注) 上記いずれの使用時間区分も会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。					

名古屋市スポーツ市民局総務課

名古屋市告示第72号

名古屋市議会定例会の招集について

令和5年2月17日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和5年2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第73号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
HOANG VAN CUONG
海部郡蟹江町宝一丁目 8番地 第一近藤ビル 3B
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
伊藤 泰子
奈良県生駒郡三郷町城山台四丁目10番 8号
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永四丁目50番、畑、141.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 5年 3月 1日から令和 8年 2月28日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況

小型耕うん機： 1、鎌： 1、鍬： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第74号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
牧野 友紀
名古屋市港区春田野二丁目2109番地 ラビデンス春田野 601号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
太田 正樹 名古屋市中川区江松五丁目1910番地
松宮 和代 名古屋市南区星崎二丁目95番地の33
宝マンション星崎 205号
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西蟹田1215番 1、畑、198.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 5年 3月 1日から令和 8年 2月28日まで
 - (4) 借賃 10,000円
 - (5) (4)の支払い方法 毎年 3月末日までに現金支払
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし

(2) 農作業従事の状況

農業従事日数： 150日、農業従事者： 1人

(3) 農機具の保有状況

耕うん機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市消防局告示第 3号

防火対象物の地階で、地下街と一体をなすものの指定の一部改正
について

昭和56年名古屋市消防局告示第 8号の一部を次のように改正する。

令和 5年 2月 7日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

表中

「

ニューサカエビル 名古屋市中区錦三丁目23番18号
栄町ビル 名古屋市中区錦三丁目23番31号

を

」

「

ニューサカエビル 名古屋市中区錦三丁目23番18号

に改める。

」

名古屋市消防局予防部規制課

名古屋市上下水道局管理規程第4号

名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第40号）は、廃止する。

令和5年2月9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 5年 2月 9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1430号	㈱アズクリエイティブ	河北 裕介	名古屋市千種区内山三丁目31番20号 今池NMビル 4階	令和 4年11月 1日
第 213号	(資)三宝工業所	原 誠	名古屋市東区矢田三丁目 8番46号	令和 5年 1月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 5年 2月 9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 213号	(資)三宝工業所	原 誠	名古屋市東区矢田三丁目 8番46号	令和 5年 1月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 5 年 2 月 8 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 2 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
会計室主事	停職 3 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号から第 3 号まで
財政局主事	停職 6 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号